

平成27年 8月13日

投資主各位

(証券コード 8966)  
東京都中央区日本橋兜町9番1号  
平和不動産リート投資法人  
執行役員 東 原 正 明

## 第15回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第15回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示頂き、平成27年8月27日(木曜日)午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項の規定に従い、本投資法人の規約において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の規約抜粋>

第14条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年 8月28日 (金曜日) 午前10時   |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号<br>東京証券会館 9階会議室<br>(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。) |

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

#### 【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

#### 【ご案内】

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.heiwa-re.co.jp/>) に掲載致しますので、ご了承下さい。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催致しますので、併せてご参加下さいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定めるものをいいます。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが必要とされたため、規定の変更を行うものであります。（変更案第2条及び第24条）
- (2) 投信法が改正されたことに伴い、以下の通り修正等を行うものであります。
  - ① 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成29年8月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の8月5日及び同日以後遅滞なく招集する旨、また、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第10条第1項）
  - ② 変更案第10条第1項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日を公告することを要しない旨規定の変更を行うものであります。（変更案第10条第2項）
  - ③ 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長し又は短縮することができる旨規定の変更を行うものであります。（変更案第18条第1項）
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものであります。（現行規約第25条第7項）

- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）が改正されたことに伴い、投資対象とすることができる特定資産に再生可能エネルギー発電設備が追加されたことにより、再生可能エネルギー発電設備を本投資法人の投資対象として追加する旨規定の変更を行うものであります。（変更案第26条第4項(14)）
- (5) 投資法人における税会不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、投資法人における課税負担の軽減を目的として、役員会において適切と判断した場合に利益を超えた金銭の分配を可能とする旨規定の変更を行うものであります。（変更案第32条第2項）
- (6) その他、字句の修正、表現の変更及び統一、条文の整理及び定義の明確化等を行うものであります。（変更案第6条、第26条第4項(13)及び(15)、第31条第1項、第32条第1項(2)、第37条第2項、第39条）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第2条(目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券(第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)等の特定資産(投信法第2条第1項に定める特定資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 投資口</b></p> <p>第6条(投資主の請求による投資口の払戻し、自己投資口の取得)</p> <p>1. ～2. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 投資主総会</b></p> <p>第10条(招集の公告、通知) (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第2条(目的) この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等資産(「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「<u>投信法施行規則</u>」<u>と</u>いいます。))に定めるものをいいます。以下同じ。)のうち、<u>不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権</u>に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 投資口</b></p> <p>第6条(投資主の請求による投資口の払戻し、<u>合意による自己投資口の取得</u>)</p> <p>1. ～2. (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 投資主総会</b></p> <p>第10条(招集の公告、通知)</p> <p>1. この投資法人は、<u>平成29年8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集し、以後、隔年毎の8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集します。また、この投資法人は、必要があるときは随時、投資主総会を招集することができます。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を發します。</p> <p><b>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</b></p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。但し、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p><b>第5章 資産運用の対象及び方針</b></p> <p>第24条（資産運用の基本方針）</p> <p>この投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券等の特定資産に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。</p>	<p>2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を發します。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しません。</p> <p><b>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</b></p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げません。</u>また、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします。</p> <p>2. （現行通り）</p> <p><b>第5章 資産運用の対象及び方針</b></p> <p>第24条（資産運用の基本方針）</p> <p>この投資法人は、主として不動産等<u>資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に投資し、また、不動産等資産以外の不動産等（第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。）及び不動産対応証券（第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に定める特定資産をいいます。以下同じ。）</u>に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条（投資態度）</p> <p>1. ～ 6. （記載省略）</p> <p>7. <u>この投資法人は、この投資法人の有する資産の総額のうち</u>に占める不動産等（不動産（「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいいます。以下本項において同じ。）、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の割合を、100分の70以上とします。</p> <p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～ 3. （記載省略）</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。</p> <p>(1) ～ (12)（記載省略）</p> <p>(13) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）（新設）</p> <p>(14) 第1号から第13号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産</p> <p>5. （記載省略）</p>	<p>第25条（投資態度）</p> <p>1. ～ 6. （現行通り） （削除）</p> <p>第26条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～ 3. （現行通り）</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。</p> <p>(1) ～ (12)（現行通り）</p> <p>(13) 「<u>地球温暖化対策の推進に関する法律</u>」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）</p> <p>(14) 「<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>」（平成23年法律第108号、その後の改正を含みます。）第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備（但し、不動産に該当するものを除きます。）</p> <p>(15) 第1号から第14号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産</p> <p>5. （現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <p>1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の償還を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行います。</p> <p>2. ～ 4.（記載省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1)（記載省略）</p>	<p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <p>1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じ。）の償還を含みます。）、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行います。<u>但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします。</u></p> <p>2. ～ 4.（現行通り）</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>1.（現行通り）</p> <p>(1)（現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、この投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を<u>積立て</u>ることができます。</p> <p>(3)（記載省略）</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、それぞれに定める金額を、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>3. ～4.（記載省略）</p>	<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定されるこの投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、この投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等の<u>ほか必要な金額を分配可能金額から積立て、又は留保その他の処理を行う</u>ことができます。</p> <p>(3)（現行通り）</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、以下の場合、それぞれに定める金額を、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。<u>また、この投資法人は、この投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭で分配することができます。</u></p> <p>(1)～(2)（現行通り）</p> <p>3. ～4.（現行通り）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="141 175 546 228"><b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</b></p> <p data-bbox="141 258 546 311">第37条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託）</p> <p data-bbox="163 319 546 757"> 1. （記載省略）  2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>」（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。）は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。 </p> <p data-bbox="309 817 378 840" style="text-align: center;">附 則</p> <p data-bbox="141 870 389 893">第39条（改正の効力発生）</p> <p data-bbox="163 901 546 1149"> <u>第6条第2項の新設については、投資法人が自己投資口を取得することができる場合として、新たに、予め規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行日に効力を生じるものとします。また、自己投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法の規定に沿って第6条第2項の規定を読み替えるものとします。</u> </p>	<p data-bbox="568 175 978 228"><b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</b></p> <p data-bbox="568 258 978 311">第37条（資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託）</p> <p data-bbox="591 319 978 787"> 1. （現行通り）  2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに<u>新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（投信法施行規則第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。）</u>は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。 </p> <p data-bbox="736 817 806 840" style="text-align: center;">附 則</p> <p data-bbox="736 870 804 893" style="text-align: center;">（削除）</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員東原正明は、平成27年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。任期は、平成27年8月31日から2年間となります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成27年7月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
ひがし はら まさ あき 東原 正明 (昭和28年8月26日生)	昭和52年4月 昭和52年10月	株式会社日本不動産銀行入行 株式会社日本債券信用銀行に商号変更	0
	平成12年6月	同行システム運用部長	
	平成13年1月	株式会社あおぞら銀行に商号変更	
	平成16年8月	あおぞら情報システム株式会社出向、常務執行役員システム運用部長就任	
	平成18年7月	株式会社あおぞら銀行復帰、事務部担当部長	
	平成19年6月 平成20年4月	同行IT統括部担当部長 あおぞら情報システム株式会社出向、運用部担当部長	
	平成21年12月	本投資法人執行役員就任(現任)	

(注) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員市川隆也の選任に係る決議は、平成27年8月30日をもって効力を失います。つきましては、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成27年7月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
市川 隆也 <small>いちかわ たかや</small> (昭和27年12月8日生)	昭和51年4月 平成14年7月 平成19年4月 平成22年1月 平成22年1月  平成22年4月	平和不動産株式会社入社 同社大阪支店長 同社ビルディング事業部長 同社総務部部長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）出向、代表取締役社長就任 同社転籍（現任）	4

- (注1) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。
- (注2) 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- (注3) 上記補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第31条の4第1項の規定に伴い、遅滞なくその旨を届け出ます。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員福井琢及び窪川秀一は、平成27年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。任期は、平成27年8月31日から2年間となります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
1	ふく い たく 福 井 琢 (昭和36年8月24日生)	昭和62年4月	弁護士登録	0
		昭和62年4月	柏木総合法律事務所入所	
		平成7年4月	慶應義塾大学法学部講師	
		平成8年4月	柏木総合法律事務所パートナー就任	
		平成11年4月	財団法人日本資産流動化研究所証券化利用委員会委員	
		平成16年4月	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授就任(現任)(注2)	
		平成17年6月	信越化学工業株式会社社外監査役就任(現任)	
		平成21年1月	柏木総合法律事務所代表パートナー就任(現任)	
		平成23年8月	本投資法人監督役員就任(現任)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
2	くぼ かわ ひで かつ 窪川 秀一 (昭和28年2月20日生)	昭和51年10月 昭和55年8月 昭和61年7月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 窪川公認会計士事務所(現四谷 パートナーズ会計事務所)開業、 代表就任(現任)	0
		昭和62年3月 平成元年2月	税理士登録 ソフトバンク株式会社社外監査役 就任(現任)	
		平成15年5月	株式会社カスミ社外監査役就任 (現任)	
		平成16年6月	株式会社テイクアンドギヴ・ニー ズ社外監査役就任(現任)	
		平成17年6月	共立印刷株式会社社外監査役就任 (現任)	
		平成17年10月	リプラス・レジデンシャル投資法 人(現日本賃貸住宅投資法人)監 督役員就任	
		平成23年8月	本投資法人監督役員就任(現任)	

(注1) 上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 平成24年4月から平成25年3月までの期間を除きます。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、に相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

# 第15回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 9階会議室  
電話 03-3667-9210



## ◇交通のご案内◇

- ・東京メトロ 東西線・日比谷線 茅場町駅 8番出口直結
- ・東京メトロ 東西線・銀座線・都営浅草線 日本橋駅 D2出口 徒歩5分

## ◇お願い◇

- ・会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- ・節電により会場内の設定温度が高めになることがありますので、投資主の皆様におかれましてはなるべく軽装にてお越し下さいますようお願い申し上げます。